

宗教法人規則・認証書謄本交付願記載上の注意

- 交付願の様式に法人印を押印のうえ提出すること。
 - ※ 印鑑は、法務局（登記所）に登録してあるものを使用すること。

- 必要な添付書類は以下のとおり。
 - なお、規則と認証書の謄本の交付願を同時に行う場合は、添付書類は1通で可。
 - 法人の印鑑証明書の原本
 - 法人の登記事項証明書の原本（履歴事項全部証明書）
 - 手数料は、謄本1通につき500円を、①県の収入証紙又は②県庁・各合同庁舎・保健福祉事務所等に設置されているセルフレジにて納付してください。
 - （①収入証紙又は②セルフレジから発行される「レシート（提出用）」は証明願に貼り付けず、クリップ留めにすること。）

- 《セルフレジ設置場所》 ※⑨～⑫は、令和7年4月1日より稼働予定。
 - ①宮城県庁（1階パスポートセンター）、②大河原地方振興事務所、③仙台地方振興事務所、
 - ④北部地方振興事務所、⑤北部地方振興事務所栗原地域事務所、⑥東部地方振興事務所、
 - ⑦東部地方振興事務所登米地域事務所、⑧気仙沼地方振興事務所、⑨仙台保健福祉事務所、
 - ⑩気仙沼保健福祉事務所、⑪仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所、⑫仙台保健福祉事務所黒川支所

- 交付願は郵送でも受付可。謄本は1週間から10日後に事務所所在地に郵送で送付する。